

令和 7 年度第 18 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 7 年 1 月 23 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3367〕

① 件名	環境放射線対策事業の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>本市では、東京電力福島第一原発事故に伴う放射線に対する市民の不安払拭及び風評被害防止を図るため、平成 24 年度から「環境放射線対策事業」を実施し、「簡易空間放射線量測定器の貸出」及び「市民が持ち込む自家消費食品等の放射性物質測定検査」を行ってきた。</p> <p>東京電力福島第一原発事故からの時間経過に伴い、近年では当該事業に係る申請がほとんどなく、基準を超過した放射線量も検出されていないことから、当該事業の廃止を検討する必要がある。</p> <p>【目的】</p> <p>環境放射線対策事業を廃止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市放射線量測定器貸出要綱（平成 24 年 6 月 29 日告示第 191 号） 住民持込み食品等放射性物質簡易測定実施要領（平成 24 年 8 月 14 日施行）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市環境基本計画 基本目標 2 環境負荷の低減</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 24 年 6 月 石巻市放射線量測定器貸出要綱施行 8 月 住民持込み食品等放射性物質簡易測定実施要領施行 令和 7 年 8 月 石巻市行政評価（事務事業評価）の最終評価決定（D 評価（終了等））</p>
⑤ 主な内容	環境放射線対策事業を廃止する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <p>近年の申請はほとんどなく、市民ニーズは低いと考えられるため、大きな影響はない。</p> <p>なお、「市民が持ち込む自家消費食品等の放射性物質測定検査」について、これまでは震災復興特別交付税を財源としていたが、令和 8 年度以降は財源措置がない見込み。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	宮城県内では、平成 24 年 10 月に全ての市町村で同様の事業を開始したが、現在は 7 市 10 町のみで事業を実施している（うち、岩沼市は令和 7 年度で事業終了予定）。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和 8 年 1 月 市ホームページ等で周知 3 月 石巻市放射線量測定器貸出要綱及び住民持込み食品等放射性物質簡易測定実施要領の廃止</p>
⑨ その他	